

# 定 款

明 治 電 機 工 業 株 式 会 社

## 目 次

### 第一章 総則

第 1 条	商号	3
第 2 条	目的	3
第 3 条	本店所在地	3
第 4 条	機関	3
第 5 条	公告方法	3

### 第二章 株式

第 6 条	発行可能株式総数	3
第 7 条	自己の株式の取得	3
第 8 条	単元株式数	3
第 9 条	単元未満株式についての権利	4
第 10 条	単元未満株式売渡請求	4
第 11 条	株主名簿管理人	4
第 12 条	株式取扱規程	4

### 第三章 株主総会

第 13 条	株主総会の招集	4
第 14 条	定時株主総会の基準日	4
第 15 条	招集権者及び議長	4
第 16 条	電子提供措置等	4
第 17 条	決議の方法	5
第 18 条	議決権の代理行使	5
第 19 条	議事録	5

### 第四章 取締役及び取締役会

第 20 条	員数	5
第 21 条	選任方法	5
第 22 条	任期	5
第 23 条	代表取締役及び役付取締役	5
第 24 条	取締役会の招集権者及び議長	6
第 25 条	取締役会の招集通知	6
第 26 条	取締役会の決議方法	6

第 27 条	取締役会の決議の省略	6
第 28 条	取締役会の議事録	6
第 29 条	取締役会規程	6
第 30 条	重要な業務執行の決定の委任	6
第 31 条	報酬等	6
第 32 条	取締役の責任免除	6

## 第五章 監査等委員会

第 33 条	常勤の監査等員	7
第 34 条	監査等委員会の決議方法	7
第 35 条	監査等委員会の議事録	7
第 36 条	監査等委員会規程	7

## 第六章 計算

第 37 条	事業年度	7
第 38 条	利益配当等の決定機関	7
第 39 条	剰余金の配当の基準日	7
第 40 条	配当金の除斥期間	7

附 則	監査役の責任免除に関する経過措置	7
-----	------------------	---

## 第一章 総則

(商号)

第1条 当社は、明治電機工業株式会社と称し、英文では、MEIJI ELECTRIC INDUSTRIES CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電気機器・試験検査機械及び諸機械の販売・製作並びに修理
- (2) 電気計測器及び工業計器の販売並びに修理
- (3) 電気諸材料及び部品の販売
- (4) 医療機器及び機械の販売
- (5) 電気工事・管工事・機械器具設置工事並びに電気通信工事の請負
- (6) コンピュータ用ソフトウェア・ハードウェア及び周辺機器の販売
- (7) 半導体製造装置の販売並びに修理
- (8) 荷役機械・揚重作業車及び高所作業車の販売
- (9) 土木・建築資材・建設機械及び仮設トイレの販売
- (10) 前各号の機器及び付属部品の輸出入業並びにリース及びレンタル
- (11) 各種機械の清掃紙の輸入及び販売
- (12) 労働者派遣事業
- (13) 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当社の本店は、名古屋市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告できないときは、日本経済新聞に掲載する。

## 第二章 株式

(発行可能株式数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、48,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 単元未満株式の売渡しを請求する権利

(単元未満株式売渡請求)

第10条 当社の単元未満株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その株主が有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

- 2 前項の請求を受けた場合において、当社が単元未満株式の数に相当する数の株式を有しないときは、当社は、前項の請求に応じないことができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及び事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第三章 株主総会

(株主総会の招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

- 第 17 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第 19 条 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

## 第四章 取締役及び取締役会

(員数)

- 第 20 条 当社は、5 名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く。）を置く。
- 2 当社は、4 名以内の監査等委員である取締役を置く。

(選任方法)

- 第 21 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第 22 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 23 条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。
- 2 取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長各 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 24 条 取締役会は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもっておこなう。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役は、これに記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 30 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第 32 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

## 第五章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 33 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定する。

(監査等委員会の決議方法)

第 34 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 35 条 監査等委員会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査等委員は、これに記名押印又は電子署名を行う。

(監査等委員会規程)

第 36 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第六章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(利益配当等の決定機関)

第 38 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定め、株主総会の決議によらないものとする。

(剰余金の配当の基準日)

第 39 条 当会社の剰余金の配当の基準日は、毎年 3 月 31 日及び毎年 9 月 30 日とする。  
2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 40 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。  
2 前項の金銭には利息を付けない。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 60 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

- 1 昭和 33 年 6 月 26 日実施
- 2 昭和 58 年 11 月 1 日一部改定施行
- 3 昭和 62 年 11 月 1 日一部改定施行
- 4 昭和 63 年 5 月 1 日一部改定施行
- 5 平成 3 年 6 月 1 日一部改定施行
- 6 平成 3 年 12 月 1 日一部改定施行
- 7 平成 4 年 6 月 1 日一部改定施行
- 8 平成 6 年 6 月 1 日一部改定施行
- 9 平成 7 年 6 月 1 日一部改定施行
- 10 平成 13 年 7 月 1 日一部改定施行
- 11 平成 14 年 7 月 1 日一部改定施行
- 12 平成 15 年 7 月 1 日一部改定施行
- 13 平成 17 年 7 月 1 日一部改定施行
- 14 平成 17 年 8 月 1 日一部改定施行
- 15 平成 18 年 6 月 27 日一部改定施行
- 16 平成 19 年 4 月 1 日一部改定施行
- 17 平成 21 年 1 月 5 日一部改定施行
- 18 平成 21 年 6 月 25 日一部改定施行
- 19 平成 26 年 6 月 24 日一部改定施行
- 20 平成 27 年 6 月 24 日一部改定施行
- 21 平成 28 年 6 月 28 日一部改定施行
- 22 令和 4 年 6 月 24 日一部改定施行